



当院は、入院の際に、医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんの診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策管理体制、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束等最小化についての基準を満たしております。

ご質問等がございましたら、病棟スタッフおよび、院内スタッフへお声がけください。